

# 第46回「議員と語りかい」報告書

自治会公募型 3班 (No.1)

開催日	令和6年7月23日(火曜日) 18時00分 ~ 19時30分		
開催場所	永水地区公民館		
団体名	永水地区自治公民館(代表:四本館長)	参加人員	19人 (男16人:女3人)
出席議員	木野田 誠、前田 幸一、久保 史睦、鈴木 てるみ、阿多 己清、仮屋 国治、藤田 直仁、宮田 竜二		
役割分担	班長(木野田 誠)、副班長(前田 幸一)、記録係(宮田 竜二)		
テーマ及び具体的な内容	霧島永水に計画されている産業廃棄物最終処分場設置事業について		

意見交換での主な意見等	◆は参加者の発言 ◇は議員の発言
	<p>◆過去の経緯説明(四本館長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年5月 さくら農園から市有地の払下げを霧島市に申請 種目は山林(里道)、204m<sup>2</sup></li> <li>・R4年10月 利害関係者の同意が必要であり、霧島市が永水地区に同意を求めてきた</li> <li>・R4年11月 公民館は役員会を開き、払下げ理由が「果樹園の造成」であったことから、同意した。</li> <li>・R5年9月 (株)永水クリーンセンターが、産業廃棄物最終処分場を建設として住民説明会を実施</li> <li>・R5年10月 公民館は役員会を開き、産業廃棄物最終処分場建設に反対決定</li> <li>・R5年11月 公民館からさくら農園、霧島市、市議会、反対の文書を提出</li> <li>・R6年7月 公民館の総会を経て、霧島市へ同意書の撤回文書提出</li> </ul> <p>市長との対話では、さくら農園から市に説明が無い状況なので、市からも地域住民に説明ができない状況との回答だった。</p> <p>◆霧島市との面談では、霧島市とさくら農園の覚書では、産業廃棄物最終処分場は建設しない。産業廃棄物最終処分場建設の話があがった場合、霧島市は払い下げた市有地の買戻しを行う覚書の内容になっていると説明を受けた。</p> <p>業者は、現在、環境アセスメントを進めている状況のようで、なし崩し的に事業が進むのが住民として心配である。よって、霧島市に土地の買戻しを望むので、議会も動いてほしい。</p>

◆は参加者の発言 ◇は議員の発言

- ◇市長に、この案件が膠着状態なので、市から業者に働き掛けてもいいのではないかと提言したところ、市は適正に対応してきた。業者から市に説明にくるべきで、市が動く必要はないとの考えであった。
- さくら農園から議員個人に会談要請があったが、議員個人で対処すべきでないと考え、拒否した。また、個人的に産廃場建設はあきらめるよう話をした。
- ◆さくら農園側の情報として、市から払い下げた場所に産廃場は造らず、さくら農園が別に入手した内側の土地に産廃場を建設する話を聞いた。さくら農園は、あきらめていないようなので、我々から動いたほうがよいと考えている。
- ◇R5年12月の木野田議員の一般質問で、執行部の答弁がはっきりした反対の方針であり、議事録にも残っているので、安心していただいてもいいと思う。
- ◆今、議員と議論しても安心材料にならない。議員も現場に足を運んで、影響の大きさを把握してほしい。県も条件が整っていれば、開発を許可する可能性がある。
- ◇議会として何か取り組めないか検討していきたい。
- ◇市が土地を買い戻すことに踏み込めない理由を議会でも調査が必要と考える。
- ◇地域の皆さんが心配されている実情を議会でも発信していきたい。
- ◇産業振興を考えた場合、産廃場は必要であるが、この場所に建設することはありえないと思う。しかし、地域の皆さんの心配を払拭するのに、行政と一緒に議会で何ができるか検討が必要と本日認識した。
- ◇本日の意見を聴いて、この業者は失格だと思う。現地を確認して、議会として何ができるか検討したい。
- ◇業者が、市から購入した土地以外の場所を計画変更されたら、困ると思われるので、本件は一旦持ち帰り、議会で何か良い手だてがないか検討したい。
- ◇現場を確認し、手籠川水系への汚染リスクがあると感じた。市が覚書を取り交わしているので、産廃場は建設できないと思うが、皆さんの心配を無くすには、タイミングを見計らって、地域から陳情を出してもいいのではないかと感じた。
- ◆市長が業者の方から説明に来るのが当たりまえと言ったようだが、そうは思えない。契約書を守っていないので、詐欺のような行為であると思う。永水に移住してきたが、産廃場があったとしたら、移住していないと思う。
- ◇平成29年に、この業者が市有地の払下げ申請をした時に、市は許可しなかったとのことだが、その理由が分かっていたら教えていただきたい。また、地域から陳情を出さなかった理由は。
- ◆平成29年の時は、今回対象となる土地(里道)の北側の山林の一部の払下げ申請で、その申請内容から市は許可しなかったが、令和4年の申請では、果樹園の造成だったので、市は払下げに応じたと認識している。
- 陳情しなかった理由は、地域の役員会で協議を行い、検討した結果、今の時点では要望書でいいのではないかと判断した。

意見交換での主な意見等

<その他の意見内容>

- 自治会加入率低下に伴う災害時の共助について（自治会DX推進）
- 消防団員のなり手不足について
- 国宝霧島神宮を子ども達に伝える方法について
- あじさいロードの保全について
- 永水公民館の照明LED化について

以上